

★就学援助制度 新入学用品費の入学前支給申請の必要書類チェック用紙

申請する前に、必要書類が揃っているかチェックしてください！

☐ 就学援助認定申請書（様式第 1 号）

→☐ 申請書の電話番号及び同意書欄を記入しているか ※注

☐ 就学援助費口座振込依頼書（様式第 18 号）

☐ 通帳・カード等の写し

下記に該当する場合は、その項目にチェックし添付書類を提出してください。

児童扶養手当を受給している人

☐ 児童扶養手当証書の写し

宮城県社会福祉協議会の生活福祉資金の貸付を受けている人

☐ 貸付通知の写し

令和 8 年 1 月 1 日に大崎市外の他市町村に住民登録がある人

☐ 収入状況を証明する書類

※注 就学援助費の認定審査を行う際、提出書類が不足している場合や審査するために必要な条件が揃っていない場合は、教育委員会の担当職員より連絡することがあります。

申請から認否決定の期間で連絡が取れないときは、審査が実施できず新入学用品費の入学前支給を受けられない可能性がありますので、必ず電話番号及び同意書欄の記入をお願いします。